

◆ 亀岡市の都市計画のお知らせ ◆

「市街化区域と市街化調整区域との区分等に関する都市計画」変更案について

「市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画」変更案についての説明会を、次のとおり実施します。
多くの皆さまのご理解とご出席をお願いします。

と き 令和6年1月12日(金) 午後7時 ~ 8時

と ころ 市役所1階市民ホール

概 要 亀岡市の一部が含まれる南丹都市計画区域では、一般的に「線引き」と呼ばれる「市街化区域」と「市街化調整区域」の区分が昭和46年に決定されて以降、土地利用の動向や社会情勢の変化などに応じ、これまでに計6回の線引きの定期見直しが行われました。そして現在、第7回目となる線引き定期見直しが京都府によって進められています。亀岡市では今回の見直しにあたり、市内の4つの地区を線引きの定期見直しの変更候補地区として選定しましたので、その変更案を京都府に申し出る予定です。説明会ではその変更案の内容を皆様に説明いたします。

- 都市計画区域・・・都道府県が指定する、一体の都市として総合的に整備、開発および保全する必要のある区域
- 市街化区域・・・既に市街化している、あるいは市街化を図るべき区域
- 市街化調整区域・・・市街化を抑制すべき区域

※亀岡市が定める都市計画(用途地域等)についても、線引き見直しの手続きに合わせて決定を予定しています。

都市計画及び線引きの目的

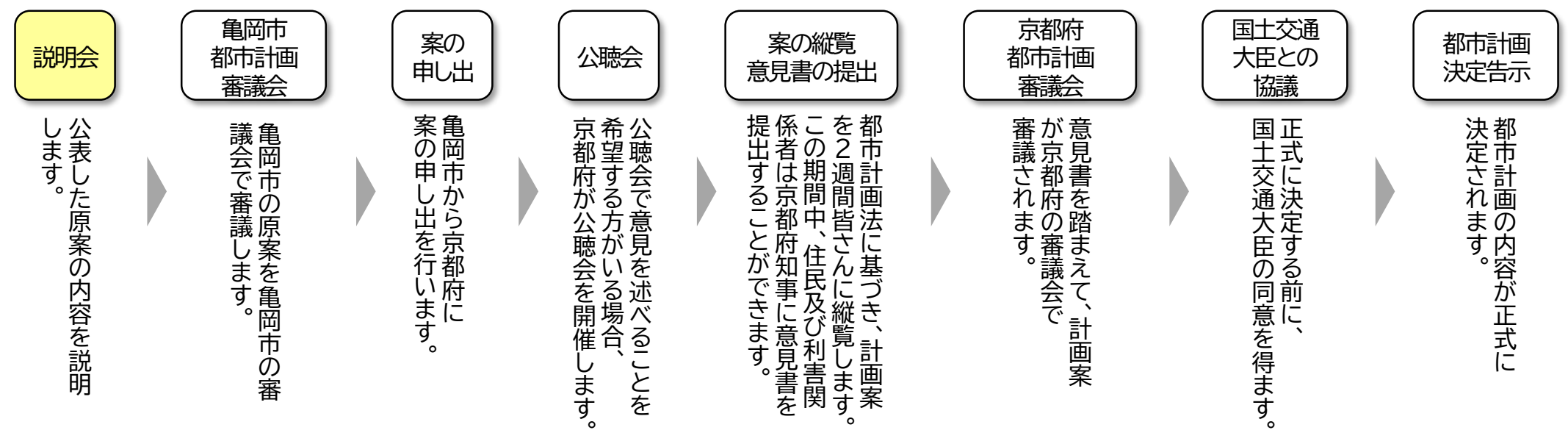
都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、道路や公園等の都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、まちづくりに必要な多くのことがらを都市計画区域の中で定めています。

都市計画区域では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要があるときは市街化区域と市街化調整区域の区分を定めることができます。

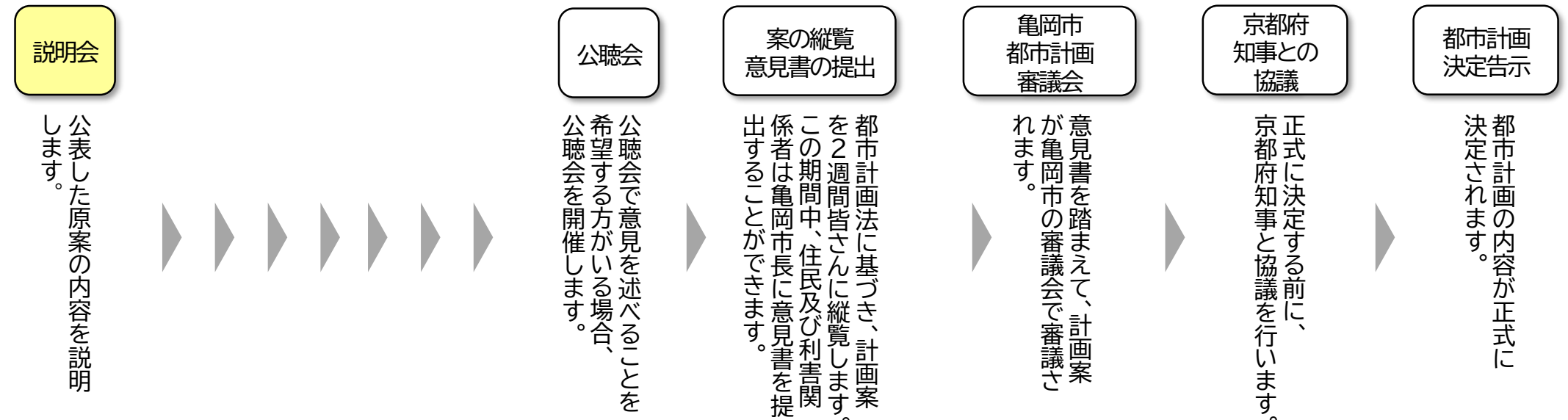
また、市街化区域では住居系、商業系、工業系の用途地域を適正に配分することで、都市機能を維持増進し、住居の環境を保護し、商業、工業等の利便を増進することを目的に用途地域を指定します。さらに、それぞれの地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図ることを目的として、地区レベルの都市計画である地区計画を定めることがあります。

都市計画変更の手続き

○市街化区域と市街化調整区域との区分(京都府決定)

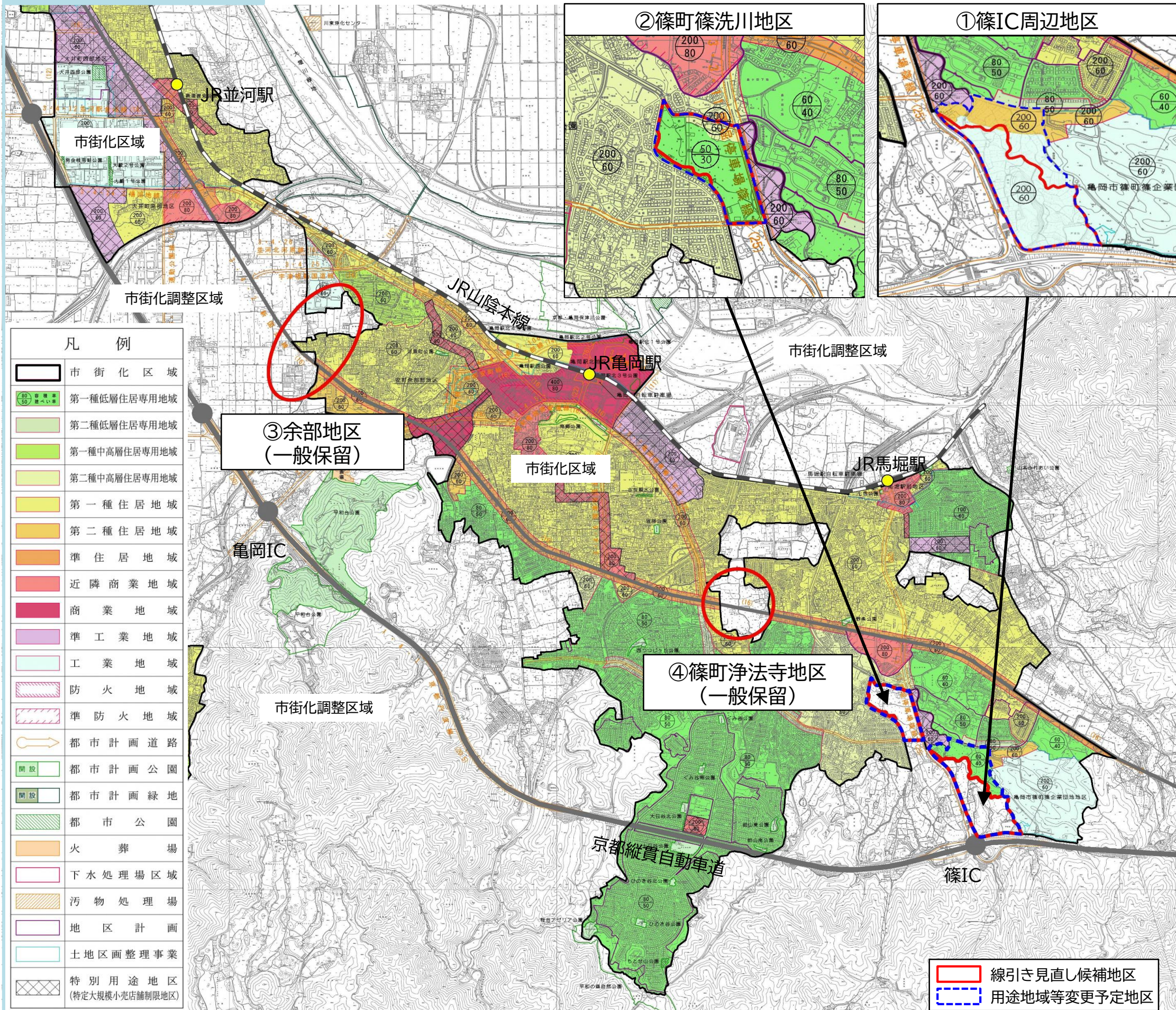


○用途地域や地区計画などの都市計画(亀岡市決定)

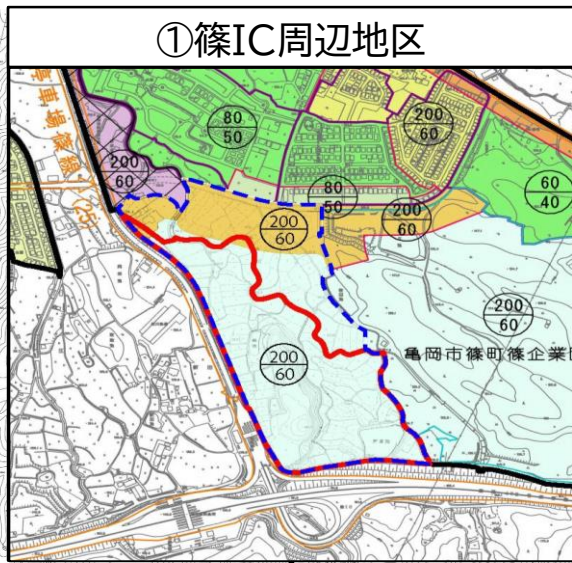
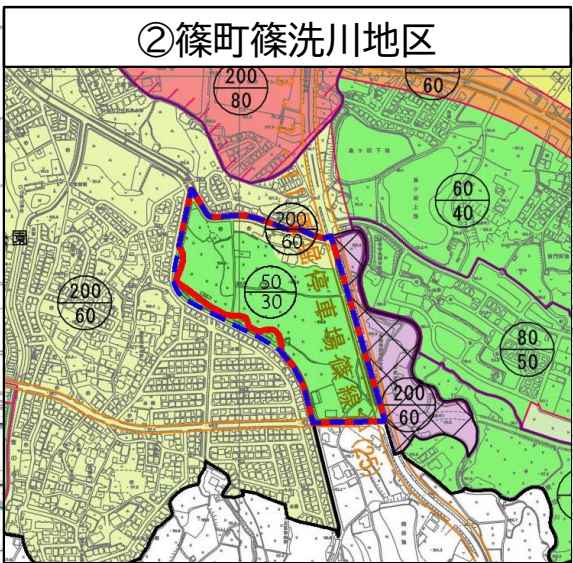


市街化区域と市街化調整区域との区分等に関する都市計画の変更案について

線引き見直し候補地区



凡 例	
	市街化区域
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	防火地域
	準防火地域
	都市計画道路
	都市計画公園
	都市計画緑地
	都市公園
	火葬場
	下水処理場区域
	汚物処理場
	地区計画
	土地区画整理事業
	特別用途地区 (特定大規模小売店舗制限地区)



市街化区域編入の候補箇所

- ① 篠IC周辺地区(約10.2ha)
- ② 篠町篠洗川地区(約6.3ha)

これらの地区は、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の見通しが明らかとなったため市街化区域に編入する候補地区としています。

用途地域については、周辺と一体となった土地利用を実現するため、隣接する地区を含め変更を予定しています。また、目指す土地利用を実現させるため、地区計画についても決定を予定しています。

① 篠IC周辺地区では、工業系を中心とした土地利用の促進に向け工業地域を中心としつつ、一部第二種住居地域の指定を予定しています。

② 篠町篠洗川地区では、土地利用計画が確定するまでの間、区域北側については、既存施設の立地を許容する第二種中高層住居専用地域の指定を予定しており、南側については、将来の土地利用に支障をきたす建築物などの立地を制限するため、最も制限の厳しい第一種低層住居専用地域を指定する予定です。

一般保留区域指定の候補箇所

- ③ 余部地区
- ④ 篠町浄法寺地区

これらの地区は、具体的な区域などは決まっていますが、農林漁業との調整を図った上で、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点において市街化区域に編入する、一般保留の候補地区としています。

問い合わせ先

わかりにくい点や質問などは、次へ気軽にお問い合わせ下さい。

亀岡市 まちづくり推進部
都市計画課 計画係
TEL 0771-25-5040(直通)

